

令和 7 年 9 月 16 日

物流・自動車局保障制度参事官室

独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）による 相談支援業務の実施団体を新たに選定しました！ ～今回 1 団体が追加選定され、15 団体となります～

国土交通省では、自動車事故被害者やその家族又は遺族（以下「自動車事故被害者等」という）のための相談先の確保・充実のため、令和 5 年 7 月よりナスバによる相談支援業務を実施しています。今回新たに高次脳機能障害に関する相談先として 1 団体を追加選定しました。これにより相談支援業務の実施団体は 15 団体となります。

- 自動車事故被害者等は身体的被害のほか、精神的な痛みを苦しんでいます。しかし、その精神的な痛みのケアや対処方法の相談先に関しては、これまで自動車事故被害者・遺族等団体による自主的な対応に大きく依存をしてきました。
- このため、国土交通省では自動車事故被害者等における精神的負担の軽減のため、ナスバにおける相談支援業務の一環として、自動車事故被害者・遺族等団体による相談及び被害者支援をサポートすることで、自動車事故被害者等の相談先の確保・充実に取り組んでいます。
- 本日から新たに高次脳機能障害者及びそのご家族からの相談先として下記の団体を選定しました。

一般社団法人 高次脳機能障害友の会ひろしま ぴあーず（広島県廿日市市）
電話番号：050-3150-5239 窓口開設時間：月～金 9:00～17:00、18:00～21:00

これにより、相談支援業務の実施団体は別紙の15団体となります。

- 引き続き、自動車事故被害者等の相談先の確保・充実のため、令和 7 年度のナスバによる相談支援業務の実施団体の公募を令和 8 年 2 月 27 日（金）まで行っております。
（ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000689.html ）

■問い合わせ先

物流・自動車局保障制度参事官室

担当：山下、小瀬、村田

電話：03-5253-8111（内線 41-420）03-5253-8580（直通）